

市立中学校長 様

明石市教育委員会事務局  
学 校 教 育 課 長

令和3年5月12日以降の部活動の取扱いについて(通知)

令和3年4月28日付 明教委学第247号にて、緊急事態宣言措置期間における部活動の制限強化について通知していたところですが、同期間が延長されることに伴い、部活動の取扱いについて、以下の通り通知します。

ついては、貴校の関係教職員に周知徹底願います。

なお、今後の感染状況等を踏まえ、随時、取扱いの見直しを行い、別途通知することを申し添えます。

記

1 部活動の取扱い【5月12日～5月31日】

(1)5月12日(水)～5月31日(月)までの期間は、平日4日、2時間以内(更衣、準備や片付け等を含んだ全ての時間とする。)の活動を可とする。なお、土、日曜日の活動は、原則休止とする。

※この日数と時間を上限とし、可能な限り、短縮に努めること。

※ノー部活デーは、各学校にて設定する。

(2)活動をする際には、以下の事項を遵守すること。

・自校での活動に限定する。

※練習試合・合同練習等については、全面的に自粛すること。

(他校等への移動及び交流を伴う活動を行わない。)

・活動を実施する際、ミーティング等で生徒が集合する場面においては、マスクを着用させるとともに、適切な距離を保つようにさせ、必要最小限の人数及び時間で行う。その他、近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける。

・更衣の際には、マスクを着用することや、利用人数を制限する等して密状態を避けること。

また、更衣場所が室内であれば可能な限り換気を行う等、感染予防対策を徹底する。

(3)5月12日(水)～5月31日(火)及び6月1日(火)以降で、中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会の予選扱いとなる大会については、主催者の行う感染症予防対策を確認した上で出場権を得た生徒が参加を希望する場合は認める。参加の際は、保護者に対して感染症対策の徹底について協力を依頼する。

(4)上記(3)の場合、大会初日の3週間前から、土、日曜日のいずれか一日で3時間以内(更衣、準備や片付け等を含んだ全ての時間とする。)の活動は可とする。

(5)合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。

(6)6月1日(火)以降の部活動の取扱いについては、別途通知する。

2 その他

(1) 今般の感染状況から、生徒及び保護者に感染拡大への不安が高まっていることを念頭に、部活動の実施にあたっては、感染症予防対策等について生徒及び保護者に対して十分に説明し、理解を得ること。

(2) 生徒や保護者から感染の不安により参加を控えたい旨の相談等があった場合は、強制をせず、生徒や保護者の意向を尊重すること。